

東海第二発電所における燃料有効長頂部位置データについて
(保安規定違反)

当社は、本年1月、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査と運転期間延長認可審査において、一部の審査資料に混在する燃料有効長頂部位置のデータ^{※1}を使用していたこと(以下、「本事象」という。)を確認しました。

調査の結果、本事象が事故時に用いる原子炉水位計(燃料域)の校正に影響しており、関連する保安規定に抵触していたと考え、同年2月5日、原子力規制庁に報告しました。
(平成30年1月22日、平成30年2月5日お知らせ済み)

その後、原子力規制庁の保安検査において、本事象の保安規定上の扱いについて確認を受け、本日、原子力規制委員会から保安規定違反のうち「違反3」^{※2}の判定を受けました。

当社としては、原子力規制委員会の判定を真摯に受け止め、原因究明やその結果に基づく是正措置等を行ってまいります。

※1：燃料集合体は燃料棒を束ねた構造をしており、燃料被覆管に燃料ペレットの入っている部分の長さを「燃料有効長」という。このうち、炉心に燃料集合体が装荷された状態で、燃料有効長の垂直方向の頂点の高さ(原子炉圧力容器の底部から燃料の上端までの高さ)を「燃料有効長頂部」という。

※2：保安規定違反には「違反1」「違反2」「違反3」「監視」があり、「違反3」は担保すべき安全機能の健全性を担保できなかった場合や品質保証に係る保安規定の不履行等により原子力安全に影響を及ぼすと判断される場合に該当する。

今回、以下の観点から判定を受けた。

- ・本件は、事故時に用いる原子炉水位計(燃料域)が適正な値で設定されていなかったことから、保安規定第27条第2項第1号(計測及び制御設備)及び第107条(保守管理計画)で求めている同水位計が所定の機能を発揮するために必要な判定基準の設定、それに基づく校正や検査が行われておらず、これらの条文の要求を満足していなかった。
- ・また、本来の燃料有効長頂部位置のデータが業務の計画段階で適切に把握されていなかったことから、保安規定第3条(品質保証計画)を満足しておらず、長期に渡り不適切な状態が放置されており、品質管理システムの一部に問題があった。
- ・本件に起因して実際に生じた原子力安全上問題となる事案は確認されておらず、原子力安全への有意な影響は認められないことから「違反3」とする。

以上